

## 第 12 回 第 1 農地部会議事録

日 時 令和6年12月16日(月) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘 ・4田村 明  
5若林 卓哉・8喜多 義幸・9竹尾 泰 ・10田中 茂人  
11清水 喜代己・12平松 崇己・13横山 光次・19太田 義政  
以上12名

欠席委員 21坂野 大徹・23水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹  
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 5若林 卓哉・9竹尾 泰

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第10号 非農地証明願について  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>  
議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見  
の提出について(賃貸借権)<別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席は21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。</p> <p>それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。</p> <p>5番 若林 卓哉委員、9番 竹尾 泰委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から16で、件数は16件、合計面積は74,608㎡で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>7ページから22ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から24で、件数は24件、合計面積は131,668.99㎡で、その内訳は田が104,976.70㎡、畑が26,011.30㎡、その他が680.99㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>23ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 番号2 共同住宅用地 番号3 一般個人住宅用地 番号4、番号5 進入路用地</p> <p>以上、件数は5件、合計面積は1,931㎡で、その内訳は田が1,596㎡、畑が335㎡でございます。</p> <p>24ページから25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、番号2 宅地分譲用地 番号3 一般個人住宅用地 番号4 宅地分譲用地 番号5、番号6 共同住宅用地 番号7 駐車場用地 番号8 有料老人ホーム新築</p>

番号9 境内用地

番号10 駐車場用地

番号11 太陽光発電施設用地

以上、件数は11件、合計面積は6,640㎡で、その内訳は田が1,715㎡、畑が4,925㎡でございます。

26ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 トマト・キウイ・果樹苗、耕作面積 畑で18.9ha、合計 18.9ha。

番号2 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 サンスベリア・コルジリネ、カナメ、耕作面積 畑で5.8ha、合計5.8ha。

番号3 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 卵、牛乳、豚肉 耕作面積 田で0.18ha、畑で27.2ha、採草放牧地で9ha、合計 36.38ha。

番号4 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.15ha、合計 0.15ha。

番号5 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.17ha、合計 0.17ha。

番号6 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.47ha、合計 0.47ha。

番号7 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.22ha、合計 0.22ha。

以上件数は7件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、27ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町塚垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2,011㎡ 外1筆、合計面積 4,039㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,673㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農規模の縮小のためです。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町池ノ上\_\_\_\_\_、登記地目・現況

地目とも畑、面積 415㎡の内394.85㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 126,917.20㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号3、地区 雲出、申請地 雲出島貫町南大年\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,572㎡ 外1筆、合計面積 3,628㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,482㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農規模の縮小のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町大久保\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡ 外1筆、合計面積 366㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 225㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町南豊久野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,642㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,750㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号6、地区 大里、申請地 大里睦合町南豊久野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,292㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,731㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

28ページをお願いします。

番号7、地区 高野尾、申請地 高野尾町寺谷\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 140㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,542.78㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 571㎡ 外1筆、合計面積 3,037㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 95,946.27㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号9、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 988㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 95,946.27㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号10、地区 高野尾、申請地 高野尾町南野\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,667㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 42,287㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

す。

番号11、地区 栗真、申請地 栗真小川町大頭\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 184㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 62,463㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号12、地区 片田、申請地 片田久保町釜糠\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 226㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による労力不足のためです。

番号13、地区 上野、申請地 河芸町上野中須\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 184㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

29ページをお願いします。

番号14、地区 安西、申請地 芸濃町北神山三街\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,083㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 120,890㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号15、地区 高宮、申請地 美里町五百野上之郷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 228㎡ 外1筆、合計面積 3,249㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 15,725㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号16、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 280㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,570㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

以上、件数は16件、合計面積は22,399.85㎡で、このうち田が11,054㎡、畑が11,345.85㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1から番号3 地区 雲出、お願いします。

下井委員

3番下井です。12月6日に関係者と現地確認をしてまいりました。事務局説明通り何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長	番号4から番号6 地区 大里、番号7から番号10 地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番若林です。問題ないので、許可をよろしくお願いします。
議 長	番号11 地区 栗真、お願いします。
事務局	事務局でございます。坂野委員が欠席ですが、現地確認をして問題ないということですのでご報告致します。
議 長	番号12 地区 片田、お願いします。
小澤委員	1番小澤です。12月8日に現地確認をしました。事務局説明通り問題無いということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号13 地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。この件、事務局の説明通り何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号14 地区 安西、お願いします。
田中委員	10番田中です。確認に行ってみりました。問題ないと思います。
議 長	番号15 地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番清水です。12月6日に現地確認をさせていただいたところ、別に問題がないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号16 地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。12月6日に現地確認をして問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号1から番号16について、地元委員さんから別に問題無いということでしたが、皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	30ページをお願いします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、で

ございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田平野地蔵堂\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 482㎡、借人 \_\_\_\_\_、面積 795, 874㎡、貸人 \_\_\_\_\_ 外2名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、営農維持のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は482㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。12月6日に現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 31ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加下\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,300㎡、区分地上権者 \_\_\_\_\_、設定者 \_\_\_\_\_。

番号2、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加上\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,381㎡、区分地上権者 \_\_\_\_\_、設定者 \_\_\_\_\_。

これら2件の設定理由は、区分地上権者および区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は2件で、面積は2,681㎡で、全て田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上でご説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、番号2 地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。12月6日に現地へ行きまして見て参りました。問題ない  
ということですのでよろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議なしということござい  
ましたました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いた  
します。  
次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務  
局の説明をお願いします。

事 務 局 32ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ござい  
ます。  
番号1、地区 安東、申請地 納所町西垣内\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況  
地目 宅地、面積 373㎡、申請者 \_\_\_\_\_ 外1名。  
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。  
昭和63年頃ごろから農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出があ  
りますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 納所町西垣内\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況  
地目 宅地、面積 65㎡、申請者 \_\_\_\_\_ 外1名。  
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。  
平成6年頃から農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出があります  
ことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 安東町柳\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目  
宅地、面積 419㎡、申請者 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。  
平成15年頃から農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出がありま  
すことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、申請地 一身田豊野谷里\_\_\_\_\_、登記地目 畑、  
現況地目 宅地、面積 39㎡、申請者 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

令和6年5月頃に宅地の一部として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町久知野橋爪\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 214㎡、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅、倉庫用地とするものです。

昭和46年頃から住宅及び倉庫として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 409㎡、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成19年頃から農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、面積は1,519㎡で、このうち田が419㎡、畑が1,100㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1から番号3 地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。1番から3番まで12月6日に現地確認させていただきました。問題はございません。

議長 番号4 地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。12月6日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 番号5 地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議長 番号6 地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番清水です。12月6日現地確認させていただきました。住宅を建てた横に農業用倉庫が建っておるということで、別に問題がないところだと思いますのでよろしくお願いします。

議 長	番号1から番号6について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	33ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 034㎡、受人 _____、渡人 _____。 この案件につきましては、令和6年7月17日付けにて許可を受けましたが、転用事業に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は1, 034㎡で、すべて田でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。問題ないということでよろしく申し上げます。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号については承認することに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	34ページをお願いします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森上野町野田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 514㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、37%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町池ノ上\_\_\_\_\_、登記地目 畑、  
現況地目 宅地、面積 415㎡の内20.15㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人  
\_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

昭和55年頃から農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出がありますこと  
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用倉庫用地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 安東町小市坊\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目  
とも畑、面積 373㎡ 外1筆、合計面積 937㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人  
\_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、339.68㎡、パネル設置率は、36.2%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町大久保\_\_\_\_\_、登記地目・現況  
地目とも畑、面積 1,530㎡外1筆 合計面積 1,853㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、483㎡、パネル設置率は、26.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 白塚、申請地 白塚町鎌田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目と  
も田、面積 793㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33㎡、パネル設置率は、54.5%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 神戸、申請地 野田浜垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目と  
も田、面積 577㎡ 外1筆、合計面積 583.17㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、329.39㎡、パネル設置率は、56.4%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

35ページをお願いします。

番号7、地区 神戸、申請地 野田千束\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも  
田、面積 2,371㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1429.73㎡、パネル設置率は、60.3%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目と

も畑、面積 307㎡ 外2筆、合計面積 1,065㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、407.04㎡、パネル設置率は、38.2%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 櫛形、申請地 安東町木若\_\_\_\_\_  
も畑、面積 460㎡ 外1筆、合計面積 838㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_  
外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、386.01㎡、パネル設置率は、46%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 片田、申請地 片田久保町宮之腰\_\_\_\_\_  
現況地目 雑種地、面積 509㎡ 外3筆、合計面積 1,400㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を境内用地とするものです。  
昭和61年頃から境内用地として転用していた旨の始末書の提出があります  
ことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

36ページをお願いします。

番号11、地区 上野、申請地 河芸町西千里里\_\_\_\_\_  
地目とも田、面積 1,031㎡ 外1筆、合計面積 2,409㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、1,180㎡、パネル設置率は、49%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明、申請地 芸濃町林平松\_\_\_\_\_  
とも畑、面積 310㎡ 外2筆、合計面積 1,162㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、396.3㎡、パネル設置率は、34.1%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明、申請地 芸濃町林切畑\_\_\_\_\_  
とも畑、面積 221㎡ 外1筆、合計面積 849㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、43.8%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明、申請地 芸濃町林切畑\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目

とも畑、面積 611㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、55.27%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明、申請地 芸濃町林切畑\_\_\_\_\_  
とも畑、面積 337㎡ 外1筆、合計面積 720㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、45.7%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

37ページをお願いします。

番号16、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本百々\_\_\_\_\_  
地目とも畑、面積 2,273㎡ 外1筆、合計面積 2,286㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号17、地区 辰水、申請地 美里町穴倉中荒倉\_\_\_\_\_  
現況地目 宅地、面積 994㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を住宅用地の一部とするものです。  
平成11年4月頃から住宅用地の一部として転用していた旨の始末書の提出  
がありますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 長野、申請地 美里町桂畑茱萸川原\_\_\_\_\_  
現況地目 山林、面積 710㎡ 外1筆、合計面積 911㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を山林とするものです。  
平成10年頃から植林していた旨の始末書の提出がありますことから、これ  
を追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 高宮、申請地 美里町五百野上之郷\_\_\_\_\_  
現況地目 道路敷、面積 99㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。  
昭和52年ごろから車両進入路として転用していた旨の始末書の提出があり  
ますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 明合、申請地 安濃町田端上野西観\_\_\_\_\_  
現況地目とも畑、面積 238㎡ 外2筆、合計面積 797㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、386.01㎡、パネル設置率は、48.43%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は20件、合計面積は22,212.32㎡で、このうち田が9,588.17㎡で畑が12,624.15㎡でございます。  
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、事務局、推進委員と現地確認しました。特に問題ありません。よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。2番につきましては農業用倉庫用地ということです。わずかな面積ですが、野菜の収納用倉庫ということで、特に問題ありません。よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。推進委員と確認しまして、問題ございませんのでよろしくお願いします。

議長 番号4、地区 大里、お願いします。

若林委員 4番若林です。地元推進委員と現地確認しましたが、問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号5、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。12月6日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局説明通り問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 番号6、番号7 地区 神戸、番号8、番号9 地区 櫛形、番号10 地区 片田、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。6番から9番は、太陽光発電施設ということで問題ありません。  
番号10については、お寺の境内用地ということで問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 喜多委員	番号11、地区 上野、お願いします。 8番喜多です。問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長 竹尾委員	番号12から番号15 地区 明、お願いします。 9番竹尾です。12月6日に推進委員と事務局で現地確認をしました。 12番は現在耕作されておらず、13番から15番についてはどれも荒れております。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。 16番ですけど、椋本から亀山へ行く道沿いです。資材置場として利用したいということです。特に問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。
議 長 清水委員	番号17、地区 辰水、番号18、地区 長野、番号19 地区 高宮、お願いします。 11番清水です。17番は、宅地にされておるところの周りで、庭用地にしたいということで別に問題ないと思います。 18番は、凄く荒れたところで行く道がないという所でしたので遠くから見ておきました。山林にするということですので問題ないと思います。 19番は、以前から道路があったということで進入道路にされるということで問題ないと思います。
議 長 平松委員	番号20、地区 明合、お願いします。 12番平松です。今月も太陽光発電施設の申請が出まして、特に問題ないと思います。
議 長 部会委員	番号1から番号20について、地元委員さんから、異議の無しということでした。 皆さんいかがでしょうか。 <一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	38ページをお願いします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本下モ田_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 1, 157㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を9か月間、事業車両回転地、駐車場、資材置場用地として一時転用するものです。 令和6年3月頃から車両回転地等に転用した旨の始末書の提出がありますこ

とから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。  
以上、件数は1件で、面積は1, 157㎡、全て畑でございます。  
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。12月6日に推進委員と事務局とで現地確認をしました。この案件は以前にも出た案件です。伊勢道のメンテナンスのために工事車両が入りしたり、資材置場として利用したりするということで特に問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでした。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 39ページをお願いします。  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町北一色\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 64㎡ 外2筆、合計面積 457㎡、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は457㎡、すべて畑でございます。  
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。地元推進委員と事務局とで現地確認しました。何ら問題ない

のでよろしくお願ひします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでした。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 40ページをお願いします。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 明合、申請地 安濃町粟加粟加上\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,381㎡の内0.33㎡、地上権者 \_\_\_\_\_、地上権設定者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号2、地区 明合、申請地 安濃町粟加粟加下\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,300㎡の内0.3㎡、地上権者 \_\_\_\_\_、地上権設定者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号3、地区 明合、申請地 安濃町野口北興\_\_\_\_\_、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 687㎡ 外2筆、合計面積 9,053㎡、地上権者 \_\_\_\_\_、地上権設定者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、5013.4㎡、パネル設置率は、51.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

1番、2番につきましては申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は3件で、合計面積は9,053.63㎡で、そのうち田が0.63㎡で、その他が9,053㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1から番号3 地区 明合、願います。

平松委員 12番平松です。1番、2番は議案第3号で上がった営農型太陽光発電施設の件です。問題ないと思いますのでよろしく願います。  
3番は荒れている大きな畑を借り受けて太陽光発電施設にするということで、問題ないということでよろしく願います。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号について、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第10号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 41ページをお願いします。  
議案第10号 非農地証明願について、でございます。  
番号1、地区 高茶屋、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 高茶屋小森町向山\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 247㎡ 外2筆、合計面積 1、  
231㎡。  
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和58年10月21日撮影）により、対象地に昭和42年頃から、居宅、車庫、農業用倉庫を建設し現在に至ることが確認できております。

番号2、地区 大里、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 大里睦合町多為\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 100㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和57年11月14日撮影）により、対象地に昭和10年に倉庫を建設し、現在に至ることが確認できております。

いずれの案件につきましても、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 高茶屋、願います。

下井委員 議 長	3番下井です。先般、現地確認をしまして、この場所には住宅、車庫、農業用倉庫が建っておりまして非農地として確認しました。よろしくお願ひします。 番号2、地区 大里、お願ひします。
若林委員 議 長	5番若林です。地元推進委員と見させてもらいましたが、問題ないのでよろしくお願ひします。  番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員 議 長	<一同 異議なし>  それでは異議なしと認め、議案第10号について、証明することといたします。 次に別冊でお配りしました、議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で84,784㎡、畑の賃貸借、使用貸借で16,082㎡、契約件数は28件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で50,900㎡、畑の賃貸借で8,640㎡、契約件数は27件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で92,896㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,044㎡、契約件数は23件でございます。 芸濃地区につきましては、田の使用貸借で12,853㎡、契約件数は3件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借で510㎡、契約件数は1件でございます。 香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて241,943㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて30,766㎡、合計契約件数は82件、合計面積は272,709㎡となっております。  次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は津地区16件、河芸地区21件、安濃地区21件、芸濃地区1件、美里地区1件で合計60件、合計面積は200,746㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で73.2%、面積で73.6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は5件となります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2-15、2-22についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

2-15 該当P57

2-22 該当P64

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議長 続いて、整理番号3-11

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
3-11 該当P80

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続いて、整理番号3-4、3-5、3-6、3-8、3-9、3-10-1、3-10-2についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。  
3-4 該当P73  
3-5 該当P74  
3-6 該当P75  
3-8 該当P77  
3-9 該当P78  
3-10-1、3-10-2 該当P79

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
次に議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権）、でございます。  
1ページをお願いします。

件数は1件、合計面積は4,457.71㎡で、全て田でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、審議をお願いします。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、意見もないようですので、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第12回第1農地部会を終了いたします。

午前11時15分

令和6年12月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_